

2010年1月7日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



国際サービスアウトソーシング業務
の輸入貨物に対する保税監督管理

2009年12月24日付けで税関総署公告2009年第85号（国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物保税監督管理試点工作の展開に関する公告）が公布されました。本公告においてサービスアウトソーシング産業の促進を目的として、一部のサービスアウトソーシング模範都市について、国際サービスアウトソーシング業務における輸入貨物に保税監督管理試行が行われます。国際サービスアウトソーシング業務を行う会社は国外発注者が無料で提供する輸入設備について保税で輸入することができるようになりますが、アウトソーシング産業の発展を狙いとしたものといえます。

1. 試行都市

上海、大連、深圳、南京、蘇州、無錫、ハルピン、大慶、西安、長沙市の10都市が試行都市として指定されております。

2. 対象企業

試行都市に所在する技術先進型サービス企業が対象となります。税関は管理類別がB類以上のサービスアウトソーシング企業に対して、国際サービスアウトソーシング業務に従事する場合、輸入貨物に保税監督管理を実施しますが、国家が減免税しない商品¹は除外されます。

¹ 《税関総署2008年第65号公告》附属文書2及び附属文書3を参照

なお、本公告における用語の定義は次の通りです。

サービスアウトソーシング企業	《財政部 国家税務総局 商務部 科技部 国家発展改革委の技術先進型サービス企業の関連税收政策問題に関する通知》 ² （以下、《通知》という）で規定している技術先進型サービス企業
国際サービスアウトソーシング業務	《通知》の附属文書《技術先進型サービス業務認定範囲（試行）》 ³ における国際サービス業務を指します。
保税監督管理に組み入れる国際サービスアウトソーシング業務輸入貨物	サービスアウトソーシング企業が国際サービスアウトソーシング契約を履行し、国際サービスアウトソーシング業務の国外発注者が無料で提供する輸入設備

3. 貨物管理

（1）手冊管理

試行期間において、税関は保税監督管理する国際サービスアウトソーシング輸入貨物に加工貿易設備手冊モデル管理を暫定的に行います。手冊は契約を単元として監督管理を行い、一つの契約に一冊の手冊が対応します。

（2）期間満了後の取り扱い

保税監督管理に組み入れる国際サービスアウトソーシング業務輸入貨物はアウトソーシング業務の契約執行完了後に積戻し出国させる必要があります。ただし、当該貨物が国内に販売される、または期限到来後国外に積戻しされない場合、税関が批准した後に規定に従って輸入徴税手続きを行います。

手冊の期限が到来した後に、サービスアウトソーシング企業は30日以内に核鎖申請報告、手冊、輸出入報関単及び関連書類等を持って税関で核鎖を申請します。

以上の手続きについては免税輸入設備の取り扱いと同じといえます。

（3）税関特殊監督管理区域内企業の場合の取り扱い

² 財税〔2009〕63号（日文訳は<http://www.jris.com.cn/noticejp/1476-2009-06-11.html>を参照）

³ <http://www.jris.com.cn/noticecn/1475-2009-06-10.html>の附属文書部分を参照

税関特殊監督管理区域内企業が国外から本公告で規定している国際サービスアウトソーシング業務の設備を輸入する場合、税関は現行の特殊監督管理区域の関連規程に照らして処理します。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。